

# 構造改革特別区域計画書

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

中津市

## 2. 構造改革特別区域の名称

やまくにどぶろく特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

中津市の区域の一部（山国地区）

## 4. 構造改革特別区域の特性

### （1）地理・地勢・気候

中津市山国地区は、大分県北西部にある中津市の西南部に位置している。大分県と福岡県の県境付近を流れる1級河川山国川の上流域にあたり、東を市内耶馬溪地域、南を玖珠町、日田市、西を福岡県添田町、北を京都郡みやこ町、同築上町、豊前市に接し、東西約7km、南北16kmの短冊形で、面積は119.85k㎡である。

中心部を貫流する山国川が深い谷を形作り、その両岸に住居が密集しており、支流の谷筋には山間集落が点在している。標高は200mから1,200mと1,000m以上の差があるため、急流の河川が育んだ変化に富んだ地形となっており、猿飛千壺峡に代表される美しい川や溪谷が見られる。平地が少なく、耕地率は4%弱であり、森林面積が90%を超える、まさに「山の国」である。

気候は内陸性山岳気候で、平均気温は約12.5℃、年間降水量は2,000mmを超え、冬季には20cm以上の積雪も観測される。

### （2）人口

中津市の平成21年12月末の推計人口は86,106人、世帯数は36,464世帯であり、うち山国地区は2,977人、1,158世帯となっている。地区人口は草本金山の繁栄により昭和30年に8,508人を数えたが、同年をピークに以後一貫して減少を続けている。また、産業の衰退や雇用の喪失により、就業人口も昭和50年から平成17年の30年間で約1,000人減少し、地域力の低下が懸念されている。

### （3）産業

山国地区は、急速に少子高齢化が進んでおり、「2005年センサス」では農業就業人口の72%が65歳以上、同居後継者は僅か81人と、担い手不足が顕著に現われている。農業の衰退により正常な国土（農地）保全までもが危ぶまれる状況にあるほか、山間部には限界集落も出始めている。集落営農を組織するにも地域の活動を担う若い指導者が不足しており、このままの状態が推移すれば、今後10年の間に大半の集落が孤立し、消滅する可能性が極めて高くなる。

また、農林業の衰退に伴い、商店街の売上も悪化の一途を辿っており、シャッター通りが

出始めるなど過去の賑わいを失っている。

## 5. 構造改革特別区域の意義

山国地区の産業はこれまで農林業を中心に発展してきたが、基幹産業である林業が衰退し、活力を失いかけている今、山国地区が誇る渓谷の美しい景観や豊かな自然を十分に活かし、都市と農村の交流を通して、地域の活力を維持していくことが課題である。

以前から地域固有の特産品が育っていないとの意見もあるが、豊富な地域資源があるにもかかわらず生活の中で埋没し、その価値に気づかないこともある。都市部との交流から、自分たちの地域を見つめ直し、ここにしかない固有の資源を活用することで地域興しにつなげていくことが必要である。そのためには、滞在型観光メニューを充実させ、山国地区がいつ訪れても「くつろげる、楽しめる、満足できる」場所であることが求められる。

そこで、地域の特性を活かし、日本棚田百選にも選ばれた「羽高棚田」で採れる米や山国川源流域で生産されている「源流米」、安心・安全と米本来の味にこだわった「市平特栽米」等を原料とした「どぶろく」の製造を行うことで、特産品の充実を図り、地域振興の活路を開く。本計画の認定は、地域で育まれた自然の恵みと人の優しさを活かした魅力と活力ある滞在型観光エリアの確立を目指すうえで極めて重要である。

## 6. 構造改革特別区域の目標

清流と豊かな自然が育んだ米から造る「どぶろく」が、山国地区の特産品の柱になることで、地域の活力を生み出す。

まずは、これまでの自然の美しさやイベントだけを楽しむ通過型観光から、地域の温かさに触れ、訪れる人が癒されるような滞在型観光への転換を図る。グリーン・ツーリズムと「どぶろく」をうまくミックスさせることで、四季折々の山の自然と人の温もりが調和した「都市の保養所」を目指す。昔から奥耶馬溪として知られ、山水画的な風景が奥ゆかしい「群仙峰」、国指定天然記念物の「猿飛おう穴群」、そして渓谷がおりなす紅葉や新緑の美しさなど、山国地区が全国に誇る地域固有の自然美やそこで受け継がれた生活文化を広く情報発信していく。そのためには、まず住民が自分たちの地域の豊かさを認識し、その魅力を訪れる人に自信を持って伝えるだけの愛着と誇りを持つことが必要である。このような住民の意識改革が地域に新たな来訪者を呼び込み、交流が活発化することで地域に根ざした特産品が育ち、山国地区が自立自活する道が開かれる。

特区認定を機に、住民自らが地域の将来を考え、行動することによって低迷している産業全体に活気を取り戻し、地域の活性化につなげていくことを目標とする。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本域計画の実施により、「どぶろく」製造が様々な方面で経済的社会的効果をもたらすことが期待できる。

まず、滞在型の交流人口が増加することで、直売所等での農産物、農産加工品等の売上が伸びる。農家の所得が増え、生産意欲が高まると地域に活力が生まれ、地場産品を活用した「売れる物づくり」が進み、新たな特産品開発につながる。

また、農家民宿や農家レストラン等の経営者は、観光客が満足するものを提供しようと努め、地域で採れた有機野菜を使った料理や地域で受け継がれてきた郷土料理など、山国地区にこだわったおもてなしが広がる。地域内の消費が拡大し、米や他の農産物の需要が高まれ

ば、遊休農地の活用にもつながり、農地の保全が図られるといった副次的効果も生まれる。さらに、本来品質の良い米の産地である山国地区では、質の高い酒米の生産も期待されており、将来的には有数の「酒米の郷」となる可能性を秘めている。

このように、農商工連携と観光がうまく合わさることで相乗効果をもたらし、地域に魅力と活力を生み出すと考える。持続可能な地域社会を形成するためには、地域の付加価値を高め、多くの山国ファンを獲得し、山国地区の応援団を全国に増やしていくことが大切であり、効果を上げるために本市一丸となって取り組む。

## ○ 数値目標

### (1) 「交流人口」 (「道の駅やまくに」 来客動向参照)

平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
184,951人	185,000人	186,000人	187,000人

### (2) 「農家民宿・農家レストラン等でのどぶろく製造件数」

平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
0戸	1戸	3戸	5戸

### (3) 「新たな農産加工品の製造」

平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
0品目	1品目	2品目	3品目

## 8. 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) グリーン・ツーリズムの推進

現在、山国地区の農家民宿や農家レストラン等で提供している郷土料理や田舎体験メニューに「どぶろく」というキーワードを加え、観光客が一年を通して楽しめる新たな滞在型観光プログラムの開発を行う。地域の風土や歴史文化、旬の食材を活かした山国地区でしか体験できない農山村ならではの魅力を全国に発信し、来る人も迎える人もともに楽しめるグリーン・ツーリズムを目指す。

### (2) 地域ブランド力の向上

清流と豊かな自然で育まれた米、そしてその米から造った「どぶろく」を新たに特産品の柱に据えることで地域ブランド力の向上を図る。さらに食の安心・安全が求められる時代だからこそ、山国地区の農家の食卓に並び誰もが口にすることを「山国ブランド」として位置付け、広く周知する。地域のブランド力が高まれば、農産物や農産加工品等にも付加価値が付き、農家の生産意欲や品質レベルの向上にもつながる。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「どぶろく」という。）を製造しようとする者

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、「どぶろく」製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

中津市の区域の一部（山国地区）

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

### 5. 当該規制の特別措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として「どぶろく」を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

地域の特性を活かし、山国地区で育った品質のよい米を原料とした「どぶろく」製造を行うことで、特産品の充実を図り、地域振興の活路を開く。地域で育まれた自然の恵みと人の優しさを活かした魅力ある滞在型観光エリアの確立を目指し、地域の活力を取り戻すうえで、当該特例措置の適用は不可欠である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規程に違反しないよう、指導及び支援を行う。